

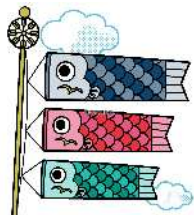
浜長保険センター安全だより

令和3年5月26日

浜長保険センター 第54号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571



近畿地方の梅雨入り宣言が昨年より25日早い5月16日に発表されました。街路樹の若葉は生えそろう、緑が一層深くなり、日中は汗ばむ季節となりました。「目には青葉 山ほととぎす 初鯉」、皆様には、コロナによる影響をものともせず、益々お元気で活躍のことと存じます。



中国自動車道、山陽自動車道、姫路バイパス、加古川バイパス、播但有料道路などの高速道路は、今も延伸しています。このような道路は、原付バイク、自転車、歩行者は通行できません。高速自動車国道と自動車専用道路を合わせて、「高速道路」と位置付けられています。一般道と高速道等に関する交通ルールを少し説明します。

問 姫路バイパス、加古川バイパス、中国自動車道、山陽自動車道、播但有料道路は、いずれ高速道路と思うが、法的に違うところがあるのか？

答 付近の中国自動車道、名神高速道路、山陽自動車道、近畿自動車道、舞鶴若狹自動車道などは、「高速自動車国道」であり、自動車専用道路は、姫路バイパス、加古川バイパス、播但有料道路、阪神高速道路などは、「自動車専用道路」となります。



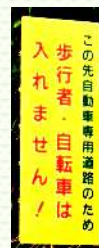
問 2つの道路は、何が違うのか？

答 「高速自動車国道」は、都道府県をまたがり、全国的に展開している道路で、高速自動車国道法で定められています。「自動車専用道路」は、正式には、一般国道自動車専用道路と呼ばれ、地域交通のため距離は短く、道路法によって定められています。

問 高速道路は、原付、自転車、歩行者が通行できないことになっているが、その根拠は何か？

答 高速道路は、高速自動車国道法第17条第1項に、自動車専用道路は、道路法第48条の11第1項に「何人もみだりに道路に立ち入り、又は道路を自動車による以外の方法により通行してはならない」と規定し、その出入を制限しています。公安委員会による通行禁止ではありません。

この違反に対して、直接処罰規定はありませんが、道路管理者の命令に違反した場合に処罰されます。



問 制限速度に違いはあるのか？

答 高速自動車国道は、速度指定のない区間は、最高速度が大型貨物、トレーラは80km、普通乗用車は100km、最低速度50kmです。ただし、上下1車線ずつの区間や登坂車線は、60kmです。

自動車専用道路は、速度標識がないときは、一般道と同様60km、最低速度の規定はありません。

問 姫路バイパス、加古川バイパス、播但有料道路を125ccのバイクで通行してもいいのか？

姫路バイパス等は、自動車専用道路であり、「自動車による以外の方法により通行してはならない」と制限されています。道路法にいう自動車とは、四輪自動車のほか総排気量125CC 超の二輪車が含まれます。

したがって、中型自動二輪車以上は通行できますが、125ccバイクは、道路法にいう自動車に該当しませんので通行できません。



問 高速自動車国道・自動車専用道路を自動二輪車(125CCを超える)で二人乗り通行できるか？

答 平成17年4月1日から条件付きで可能となりました。その条件とは、「年齢20歳以上」、かつ「大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許を受けていた期間が通算3年以上です。なお、一般道路でも二輪車免許を受けていた期間が通算1年未満の者は、自動二輪の二人乗りはできません。

